

## 専門職高等教育質保証機構（教育実践分野）の 申請内容に係る論点

### <専門職高等教育質保証機構より>

一般社団法人専門職高等教育質保証機構は、当初、一般社団法人ビューティビジネス評価機構として、文部科学大臣から専門職大学院のうちビューティビジネス分野の認証評価を行う認証評価機関として認証されました（平成 24 年 7 月 31 日）。専修学校教育の質保証・評価事業への展開をめざして専修学校（特に、職業実践専門課程）教育の質保証・評価事業への展開をめざして、法人名を一般社団法人専門職高等教育質保証機構に変更し（平成 26 年 9 月 24 日）、現在に至っています。

この間、平成 24 年度および 29 年度には、ハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の専門分野別認証評価を実施し、評価結果を公表しました。この評価事業については、『自己点検・評価報告書』を公表し（平成 30 年 9 月 30 日）、文部科学省から、「○評価結果の概要について、英語・中国語・韓国語にも翻訳して公表していることは優れている。○受審校が 1 校しかない中で、組織の運営を工夫することにより、継続的に認証評価を実施することが期待される。」というコメントをいただきました。

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1420573.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1420573.htm))

専修学校（特に、職業実践専門課程）教育の評価・質保証事業については、専修学校職業実践専門課程（美容分野 6 校、ゲーム・CG 分野 2 校、平成 26・27 年度）第三者評価試行を実施しました。この試行の経験を下に、平成 28 年から、全ての分野の専門学校を対象とした第三者評価を実施しています（平成 28～30 年度、7 校）。

文部科学省からの委託事業は、専修学校に「質保証文化の醸成・定着」に資する目的で実施しているものであり、当機構の専門職大学院認証評価事業や専修学校教育の評価・質保証事業に大いに貢献していると考えております。

以下、ご質問いただいた論点に対する回答を記述します。

### 【全般】

- ・ 認証評価機関申請書の「3 評価の対象」の文章と受審予定大学院のホームページで公表されている教育目的や特色がほぼ重複しているが、特定の大学院のみを対象としており、一般性や汎用性にかかる評価方針となっていると思われるが、これについてはどのように考えているのか。

- 本機構の基本方針は、受審大学院の「養成しようとする人材像」（教育目的・目標）に即して評価を行うこととしている。小学校・中学校・高等学校や職業人養成機関の教員は、非常に多様であり、プロフェッショナルあるいはスペシャリストとしての多様な教員が養成されていることに重点をおくことを基本方針としている。また、入学者についても、キャリア・アップ（専門力）、キャリア・リフレッシュ（復職力）、キャリア・チェンジ（転職力）など個々の学生がめざす学修成果は、非常に多様である。したがって、カリキュラム・デザインをはじめ学修指導も個々の学生に対応して多様でなければならず、すなわち「学修者本位の教育」が実施されていることを検証する評価が最も重要と考えている。
- ・ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、ハリウッド大学院大学の認証評価を、平成24年度及び平成29年度に行った実績があることについて、認証評価の業務を行うにあたって、もっとも難しかったのはどのようなことだったか。また、それをどのように解決したか、いくつか事例をあげて説明いただきたい。
- 学校法人メイウシヤマ学園は、ハリウッド美容専門学校とビューティビジネス分野専門職大学院があり、美容専門学校は、美容師養成を主目的としているのに対して、専門職大学院は、ビューティビジネスの中心的存在である理美容業界だけではなく、化粧品業界、ファッション業界、美容健康業界など多彩な領域において、ストアマネジメントからトップマネジメントまでを担えるビジネスリーダーとしてのビューティビジネス経営者、あるいは管理者、教育者等の育成を目的したカリキュラムや学生指導が実施されている。このため、評価委員の選考については、経済学の教育研究者を委員長とし、関連企業の経営・管理者、高等教育に詳しいマスコミ関係者、高等学校の進路指導経験者、さらに大学評価経験者等多彩な構成とした。このように異なる立場からの多様な意見を取り纏めることができ、専門職大学院にとっても、非常に有益な示唆が提示できたと考えている（特に、平成24年度）。平成29年度の第2回の認証評価では、平成24年度に指摘した点が、ほぼ完全に改善されていることが確認できた。

平成 24 年度認証評価で認識できたことは、入学者の学修歴が多  
彩であり、知識・技能が多様であるとともに、一人ひとりの学生が  
自らのキャリア・デザインをもっていることである。このため、  
個々の学生に、それぞれ最適なカリキュラム・デザインや学修指導  
が必要であり、それに即した質保証（評価）が求められることを痛  
感した。この経験が、平成 29 年度（第 2 回）ハリウッド大学院大  
学認証評価基準の改定や今回の教育実践大学院認証評価の枠組み構  
築に反映されている。

この専門職大学院の入学者には留学生も多く、修了生の多くが海  
外で活躍している。このため、留学生の指導も重要な議題であり、  
在学生とのインタビューには、留学生を複数加えた。また、評価結  
果の概要については、第 1 回より日本語だけではなく、英語、中国  
語、韓国語にそれぞれ訳して公表している。さらに、第 2 回認証評  
価には、北京在住の企業の経営・管理者を評価委員として加え  
た。

⇒回答のとおり、『平成 24 年度ビューティビジネス大学院（専門職  
大学院）認証評価結果報告書』（平成 25 年 3 月 一般社団法人ビ  
ューティビジネス評価機構、1 ページ）に指摘された問題点は、  
平成 29 年度の第 2 回の認証評価（『平成 29 年度ビューティビジ  
ネス大学院（専門職大学院）認証評価結果報告書』平成 30 年）で  
は改善されているようである。しかし、以下の平成 24 年度の 8 点  
にわたる指摘事項は、重要な改善事項であり、第 2 回（平成 29 年  
度）までに改善されていればよいという事項ではなかったと考え  
られる。

○入学定員の充足に努めること。

○大学院の目的に沿ったアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシ  
ー、ディプロマ・ポリシーを明文化し、公表すること。

○単位の実質化に向けて具体的に取り組むこと。

○教員及び職員の採用基準や昇格基準等について明確に定めたものがないた  
め、これに関する規程を整備し、教職員に周知徹底すること。

○図書・資料とも系統的に収集・整理し、一層の利活用を図ること。

○修了生や就職先等の関係者から組織的な意見聴取を行うこと。

○教育研究等の状況について自己点検・評価を体系的かつ組織的に行い、そ  
の結果を社会に対し広く公表すること。

○スタッフ・ディベロップメントを大学として実施すること。

今回提出されている『教育実践大学院評価基準要項（専門職大学院認証評価）』（令和2年10月）では「Ⅶ追評価」という制度があり、『教育実践大学院自己評価実施要項（専門職大学院認証評価）』（令和2年10月）「第4章 追評価について」もあるため、この規程に沿って厳格に評価が実施されるようお願いしたい。

#### 【評価体制】

- ・受審予定大学院のホームページに、2018年度～2020年度の自己点検・評価報告書が公表されているが、今回申請されている評価基準とほぼ同一あるいは同一（2020年度）となっているが、評価機関としての第三者性は十分保証されているか。
- 受審予定大学院の自己評価は、当機構が公表しているビューティビジネス専門職大学院認証評価基準を参考に、実施されたものと予想される。また、2020年度については、評価基準の審議状況は、当機構会員はじめ社会一般に公開されている（後述の「組織体制」に関する論点に対する回答）。2018年度～2020年度の星槎大学大学院教育実践研究科（専門職学位課程）の自己点検・評価報告書には、当機構は、内容的にも運営的にも全く関与していない。
- ・評価結果確定前の意見の申立てに関して、意見申立審査会と評価委員会のメンバーは重複しているのか。もし、同一のメンバー構成の場合、評価結果の異議に対し適切な審査がされると考える理由について、お示しいただきたい。（本質問は、機構からの提出資料には評価委員6名の記載のみであり、意見申立審査会のメンバーについての記載がないため確認するもの。）
- 意見申立審査会と評価委員会のメンバーとは、全く別の方々に構成されている。意見申立審査会については、申立の内容によってメンバー構成を考える必要があり、申請書には記載していない。
- ・教育実践大学院認証評価の評価委員会名簿（案）（添付書類9）には、教育系大学院の評価ができる専門家が1名しか見当たらない。「大学院の教育研究水準の維持向上を図る」という目的（評価実施手引書）からしてもう少し専門的な見地から評価できる評価委員が

必要ではないかと拝察するが、この点についてどのようにお考えか伺いたい。

- 教育実践大学院の特徴は、専修学校などの職業人養成機関の教員の養成を掲げており、評価委員会には、教育系大学院に所属した経験のある専門家の他に、専門学校校長経験者（現在は専門職大学の設立に関与）、大学・専門職大学院の認証評価あるいは国立大学法人の教育研究評価に関与した方々の参画を依頼している。したがって、「大学院の教育研究水準の維持向上を図る」という目的に対して、専門的な見地から評価が可能と判断している。

・事務局の体制について、人数および各人が専任か他の組織との兼務かなどを伺いたい。

- 5年に一度の認証評価であり、ビューティビジネス専門職大学院認証評価の経験から、事務局長と事務補佐員の体制で対応可能と判断している。他の組織との兼務ではなく、現在、当機構において、専修学校第三者質保証事業や受託事業などを担当している者が対応できるものと考えている。専修学校第三者質保証事業や受託事業に関与した経験が、教育実践大学院認証評価の事務運営を推進する上で、有効に機能するものと考えている。また以前から、オンラインによる評価委員との情報交換を積極的に実施してきており、上記の体制で認証評価が実施できると考えている。

⇒5年に一度の評価以外にも、認証評価機関として活動があると思われるがどのような活動を行っているのか伺いたい。（大幅な変更の有無の当該大学院への確認、ホームページの更新など。）

また、専門職大学院を巡る状況の変化に伴って基準の改正が必要となった場合の経費はどのように捻出するのか伺いたい。

#### 【評価方法】

- ・評価基準要綱（添付資料 6-1）で説明されている「追評価」について、評価基準を満たしていないと判断された場合には、翌々年度までに追評価を受けられる道があるとのことだが、評価結果に対する意見申立審査での審議との関係において、どのタイミングで、「追評価」または「適合していない」となるかご説明いただきたい。

(本質問は、評価結果を確定する前に「その内容等に対する申立て」の機会を設けることが同要綱に記載されているが、一方で「Ⅶ 追評価」において「評価基準を満たしていない場合には、・・・」という書き出しになっていることから、解釈に揺れが生じる可能性が懸念されるという観点によるもの。)

- 評価結果（案）を対象大学院に示した後、それに対する意見申立に関して意見申立審査委員会での審議結果を参考に、評価委員会が、必要に応じて、「基準を満たしていない」と判断し、評価結果を対象大学院に通知するとともに、社会に公表する。

もし「基準を満たしていない」と結論された場合には、対象大学院は、翌々年度までに「追評価」を受けられる制度となっている。

「追評価」の申請が、対象大学院から提出された場合には、当機構は、それに対応する体制（評価委員会など）を構築することとなっている。

「追評価」に関しては、受審大学院への事前説明会において十分説明する予定である。ビューティビジネス専門職大学院認証評価においても、同様の表現をしたが、今まで特に問題となったケースはなかった。

- ・ ピア・レビューを中心とした評価を掲げているが、教育実践大学院認証評価における「ピア（評価員）」とは、どのような専門性や経験等を有する者と考えているのか伺いたい。また、そうした「ピア（評価員）」による認証評価を行うことにより、どのような効果が生じることを期待しているのか、あわせて伺いたい。
- 教育実践大学院は、上述のように、職業教育に携わる教員の養成を掲げており、変化の激しい社会のニーズを把握した認証評価が求められている。したがって、評価を実施する「ピア（評価員）」としては、大学における教育研究従事経験者の他に、専門学校教育経験者、関連業界の経営者・管理者、高等学校等の進路指導担当者、さらには職業高等教育に造詣が深いマスコミ関係者等を考えている。これによって、対象大学院における教育・学修成果と社会のニーズとの整合性が評価でき、対象大学院の教育の質向上・改善に大きく貢献するものと期待している。

## 【評価基準】

- ・評価の「基本方針」として「教育の内部質保証」を掲げないのはなぜか。
- 基準6 教育の内部質保証システムにおいて、当該大学院における内部質保証システムが機能し、教育の改善・向上に資しているか否かを多方面から分析している。当機構は、「質保証」を実施するための手段が「評価」であると考えている。したがって、評価の方法を説明する「評価基準要綱」「自己評価実施要項」「評価実施手引書」等の「基本方針」の項目には、「教育の内部質保証」という言葉には言及していないが、ビューティビジネス専門職大学院認証評価では、対象大学院に対する説明会等では、内部質保証の重要性は十分に説明してきた。今回に関しても、この方針を踏襲したものである。教育実践専門職大学院についても、同様の説明によって理解されるものと考えている。
- ・今回の申請書には小・中・高の現職教員および職業人養成機関の教員とあるが、評価基準等の資料に教職実践大学院の定義が書かれていない。前提が現職教員だけを対象とした大学院であるのかどうかで、基準の在り方は異なると思われるが、教職実践大学院の定義を伺いたい。
- 教育実践大学院は、小学校・中学校・高等学校あるいは専門学校の教員の教育力向上をめざして、専門的職業を担うための学識と技能を培うことを目的としているが、入学対象者を現職教員に限ったものではない。現に、在校生の中には、教員経験のない者が多数いると聞いている。したがって、最初の論点で回答したように、多様な職業経験とニーズに対応した学修指導が着実に行われているかという視点が非常に重要だと考えている。
- ・評価基準はどのような組織体制で策定されたのか伺いたい。
- 当機構内に設置した作業チームで、素案を検討した。この議論では、ビューティビジネス専門職大学院認証評価の自己評価担当者に対するインタビューを実施するとともに、大学改革支援・学位授与機構の大学あるいは専門職大学院認証評価の経験者（複数）の意見や当機構会員・関係者からの意見を参考にしつつ素案をまとめた。この素案について、大学評価基準等の意見照会（パブリックコメント）を経た上で、理事会に諮り、文部科学省に申請書を提出した。

- ・基準策定にあたり、現職教員を対象とする大学院という視点がどの程度考慮されたのか伺いたい。例えば、基準5-6の注5に「留学生」とあるが、基本的に現職教員であっても必要という判断があったのかどうか伺いたい。
- 基準5-6の注5の「留学生」は、「特別な支援が必要と考えられる者への学修支援、生活支援等」に関する一例として掲げたものだが、一般的に、現職を維持した学生（いわゆる part-time students）が勉学を続けるためには、学生のための学修環境の整備や、個々の学生の状況に即した学修指導・支援が不可欠であるという認識に立っている。
- ・評価の対象が現職教員を対象とした大学院であるとした場合、「基準2-1（3）基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目」とあるが、現職教員に対する教育において、基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容をそれぞれどのようなものとしてお考えか伺いたい。
- すでに、何度か指摘したように、当該大学院に入学してくる学生の学修歴やキャリア経験は非常に多彩である。現職教員でも、これまでの教職経験は多様であり、将来のキャリアの方向性は異なるだろう。したがって、学生一人ひとりにとって、「基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目」の内容は異なっており、一律に定義をすることは不可能である。一例だけ言及すると、「実務家教員」では、授業の運営方法等は「基本的な内容を取り扱う科目」と位置づけるべきだろう。また、現職の教員では、アクティブ・ラーニングの運営方法は、「発展的な内容あるいは応用・実践的な内容を取り扱う科目」と位置づけるのが妥当だろう。
- ⇒回答に例示のなかった小・中・高の現職教員にとっての基本的な内容とはどのようなものか、さらに伺いたい。

#### 【財務】

- ・機構設置以降の収支の状況について確認したい。
- ・今後5年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表（添付資料3）に関して、



- ① 定款7条によると、社員は別に定める経常的費用を毎月支払うこととなっているが、当該経常的費用の積算内容の概略を添付資料3の収支計画表をもとにしてご教示いただきたい。
- 事業の拡大に伴って、経費が増加する事を計画しているが、会費、評価料等の収入があって、費用が発生する事を予算化しており、費用をかけて収入を増やすという予算にはなっていない。したがって「別に定める経常的経費」も生じていない。
- ②また、固定費について、令和5年度以降増加することが示されている。社員負担の経常的費用は変動する可能性があることを想定済みであるか伺いたい。
- 会員増加を想定しており、これに伴う費用増加を予算化したもの。会費等によって運営することを基本としており、社員に経常的費用の負担は生じない予定ではあるが、仮に不足の事態が生じた場合に社員負担が変動する可能性については想定済みである。
- ③ 社員の費用の負担の確実性についてはどのように考えているか伺いたい。
- 上記のとおり、社員の費用の負担は生じないものと考えている。運営に関しては、料金、会費等、先払いを原則としている。このため、費用が先に発生する事はなく、社員に費用負担をしいる運営を行っていない。仮に、不測の事態が生じた場合は、役員、社員の順番に負担することになっている。
- ④(学)メイウシヤマ学園の分野別認証評価を実施しているが、株式会社と学校法人はどのような関係にあるのか。また、評価の公正性等についてどのようにお考えか伺いたい。
- ハリウッド株式会社は、化粧品と不動産を基盤とする会社であり、学校法人メイウシヤマ学園は、美容専門学校とビューティビジネス専門職大学院を擁している。両者には、一部共通の役員は存在するが持ち株関係はない。また、当機構がビューティビジネス専門職大学院専門分野別認証評価機関として認証された当時と、両者の関係は変わっていない。さらに、今回申請している教育実践大学院専門分野別認証評価機関の対象校である星槎大学とハリウッド株式会社

および学校法人メイウシヤマ学園とは、従来から全く関係がないため、「評価の公正性」は維持されるものと考えている。

上述のように、基本的に、株式会社と学校法人は全く関係ないが、学園理事長と、(株)代表取締役は、山中祥弘氏である。当該理事は、ビューティビジネス専門職大学院認証評価に関する議題（評価委員の選定や評価内容の検討等）審議に際しては、退席して議論や議決に参加していない。これによって、評価の公平性や第三者評価の公正性は確保されているものと考えている。

- ・ 一般社団法人は、法令上貸借対照表を公告しなければならないことになっているが、貴機構の貸借対照表等の財務諸表はどのように公告されているか伺いたい。

● 定款（一般社団法人専門職質保証機構定款

<https://qaphe.com/wp/wp-content/uploads/teikan.pdf>）第30条には、下記のように定められており、設立以来、これにしたがって公告してきました。

第30条 この法人の公告は、主たる事務所に掲示板を設置して、その掲示板に情報を掲示する方法による。

しかし、最近の社会全体の動向から判断して、ウェブページに掲載するように、定款を改定することを考えています。

- ・ 今後5年間の収支計画（添付資料3）に関して、

① 評価費が3,500,000円で、評価にかかる旅費は対象大学院が負担することになっている。他の認証評価機関においては旅費を含めて評価費を徴収するケースが多く、貴機構については、旅費まで加えれば、最高額になるのではないかと思われる。また、評価経費が1,400,000円で、安定した認証評価を実施可能としているが、評価費の算出根拠が何に依っているのか伺いたい。

● 評価料は、350万円と設定されているが、大学等が当機構の会員（会費10万円）であれば、評価料は25%ディスカウントとなる制度であるため、実質270万円を受審可能。さらに、旅費について、対象大学院に請求するのは、訪問調査に係る旅費のみであって、それ以外の業務で発生する旅費等（例えば、評価者研修会出席旅費や評価委員会開催に関わる旅費など）については、機構の負担となって

いる。したがって、当機構の設定が「最高額になる」とは考えていない。

「評価経費が140万円」とは評価実施のために必要な直接的経費の概算である。算出の根拠は、ビューティビジネス専門職大学院第2回認証評価で必要とした経費〔評価者謝金（評価者研修出席を含めて、5名分合計25万円）、日当（評価者と機構関係者7名分合計6.8万円）、「評価基準要綱」「自己評価実施要項」「評価実施手引書」等の印刷費や対象大学院教職員に対する説明会開催を含めた諸事務経費 約90万円〕から算定した。なお、当機構は、当初から、オンラインを活用した会議や評価結果情報の交換を推進してきた。なお、評価料と評価経費の差額は、認証評価を実施しない4年間の固定費の一部に充てる予定にしている。

⇒会費が10万円であれば、5年間で50万円であり、これを超える額をディスカウントするのはいかなる理由によるものか伺いたい。

②評価経費については、安定的か否かは固定費も含めて計算されるべきものと思われるが、その計算によって作表したものをお示しいただきたい。

●申請書とともに提出した資料は、委託事業も含めた数字を示していたが、委託事業の存在が教育実践専門職大学院認証評価の部分をはかりにくくしているため、委託事業に係る部分を除外して作表したものを提出する。

⇒追加提出資料を見ても、認証評価の事務体制にかかる費用（人件費）が書かれていない。また、評価者研修費用も書かれていないが、その費用はどうなっているのか伺いたい。

③職業実践専門課程に関する委託事業費が総収入のほとんどを占めており、委託事業で固定費を賄っているように見える。専門職大学院の認証評価機関の運営の難しさは理解しているが、委託事業がないと固定費がカバーできず安定した運営ができないのではないかと提出された資料を見る限りでは拝察するが、評価事業における収入と支出のバランスに関してどのようにお考えか伺いたい。

- 専門職大学院認証評価は、5年ごとに実施するために、固定費は、主に会費収入および専修学校第三者評価事業および専門職大学院認証評価の手数料（それぞれの事業手数料から直接評価作業に必要とした金額を差し引いた金額）で主に賄っている。委託事業からの固定費への支出は、委託事業に関わる業務に関わるもの以外はない。（委託事業はそれ自体で完結している。）

評価機関の収入は会費、評価費ともに前払いで、その枠内で活動しているため、バランスはとれている。評価機関として評価文化の醸成のために委託事業を行っているのであり、委託事業で固定費をカバーしているわけではない。

冒頭に言及したように、『自己点検・評価報告書』に対して、文部科学省からいただいた「受審校が1校しかない中で、組織の運営を工夫することにより、継続的に認証評価を実施することが期待される。」というコメントに沿って努力しているところである。

- ④ 会費収入の見通しに関し、令和2年度の20校から、2年間は5校ずつ増え、その後令和5年度には50校増えて80校、さらに令和6年度には70校増えて150校としているが、この急増の見積もりの根拠をお示しいただきたい。

- 文部科学省による「専修学校の質・保証の向上」にかかる委託事業を行っており、これにより専修学校においても評価文化が醸成され、会員増につながることを期待している。専修学校職業実践専門課程の第三者質保証事業を開始した当初は、評価の依頼が多数あり、専修学校職業実践専門課程の学校数（約600校）を参考に「150校」を想定した。

しかし、新型コロナウイルス禍の影響から、質保証事業の実施（依頼も含めて）が減少している現在、多少、計画を見直す必要があるかもしれない。

⇒ 専修学校の申請数が多くなった場合の見積もりについて、100校ともなれば、事務量も相当に増大するはずであるが、そのための人件費等が見積もられていない。この点も踏まえて、妥当な収支計画の見直しが必要だと思われる。

【その他】

- ・定款（添付資料1）の22条2項「業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。」について、ここでいう「別の定め」は既に作成済みか。
- 現状では、特に「業務執行理事」を定めていない。しかし、業務が次第に増加しており、理事会に諮って「別の定め」を作成する必要があるだろうと考えている。
  
- ・登記簿謄本（添付資料2）の「目的等」欄に、機構に置く部門として「ビューティビジネス専門職大学院評価部門」と「専修学校職業実践専門課程評価部門」の2部門が記載されているが、「教育実践大学院評価部門」を設ける必要はないのか。
- 今回の申請が受理されれば、設ける必要がある。その際、ビューティビジネス専門職大学院評価部門と独立して、教育実践大学院評価部門を設置するか、あるいは「専門職大学院評価部門」として、その下に二部門を置くかについては検討の必要があり、認証評価機関として認証された後、理事会で決定する予定である。
  
- ・「認証評価の業務以外の業務の種類及び概要」（添付資料5）のなかで、評価業務以外の業務として「オンライン学修システム構築」とあるが、実績はあるのか。令和2年度収支計画に記載されている「独自セミナー」の「オンライン授業セミナー」のことか。
- ご指摘の通りである。すでに11月中旬から授業を開始し、24名（当初の予定は20名）が登録している。昨年度も登録会員を対象とした「オンライン学修セミナー」を実施し、総計100名以上の受講者があった。本年のプログラムは、オンラインによる討論の時間を設定するなど、昨年の内容をさらに充実させて実施している。
  
- ・貴機構のウェブページで、今回申請している教育実践分野の認証評価について「一般社団法人専門職高等教育質保証機構では、次の2つの分野について、文部科学大臣の認証を得た認証評価機関として、専門職大学院の分野別認証評価を行っています。」との記載がある。教育実践分野については現在審査中であることから、事実と異なる記述がなされていることになってしまうため削除すべきではないかと思われるが、どのような経緯で誰の責任の下に掲載されたのか伺いたい。

●このページは、教育実践大学院の「評価基準要項」「自己評価実施要項」「評価実施手引書」についてパブリックコメント（2020年8月28日）を求めるために作成したものである。パブリックコメントは、トップページからもアプローチできるが、「評価基準」からもアプローチできるようにし、ここには上記三文書の概略を加筆した。ご指摘の文章には、「審査」あるいは「申請」のためのパブリックコメントを求めることを明記すべきであったと考える。現在は、パブリックコメントを求めるプロセスは終了しているため、上述の趣旨に沿った修正を行った。

なお、このページに現在掲載されている「評価基準要項」「自己評価実施要項」「評価実施手引書」の内容は、パブリックコメント以前のものであり、パブリックコメントを踏まえた修正内容に変更する必要がある。

⇒パブリックコメントを求めるためのものであったとしても、この記述は妥当性に欠ける。この記述のままパブリックコメントを実施したのか、当時のウェブページを確認させていただきたい。